

受付日	年 月 日	受付番号	
-----	-------	------	--

大型・特殊車両通行 許可 申請証 (新規・更新・変更 < >)
認定

道路管理者
 調布市長 様 年 月 日

通行開始日	年 月 日
通行終了日	年 月 日
通行時間	~

〒 -
 住所
 会社名
 代表者名
 tel() -
 担当者名 tel() -

車両区分	
車両番号等 (車名及び型式)	車名及び台数
	他 台

積載貨物	幅	高さ	長さ	品名
	cm	cm	cm	

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分	往復 ・ 片道	通行経路数	経路	通行経路は裏面記入
------	---------	-------	----	-----------

車両の使用目的	
---------	--

更新又は変更経緯					
申請内容	許可年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時	: :		/		
前回	: :		/		

大型・特殊車両通行 許可 証
認定 調都道車発第 号
 年 月 日

許可
 申請のとおり する。ただし、別紙の条件に従うこと。
 認定

許可 認定	証の有効期間	自 : 年 月 日
		至 : 年 月 日

道路管理者
 調布市長



通行経路記入欄

備考

〔Ⅰ〕申請証の記載要領

- 1 〔許可
認定〕及び「(新規、更新、変更)」については、該当するものを○で囲むものとし、変更は< >内に変更事由(車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等)を記載すること。
- 2 氏名又は代表者名の記載を自署で行う場合においては、「会社名・氏名」の欄の押印を省略することができる。
- 3 「車両区分」の欄には、「トラック」「建設機械」「セミトレーラー」「フルトレーラー」「ダブルス」等具体的に記載すること。
- 4 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により当該車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号を記載すること。
「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき国土交通大臣により指定された車名及び型式を記載すること。ただし、連結車にあっては、上段にけん引車(トラック・トラクタ)、下段にけん引車(トレーラー)の登録番号等を記載すること。
- 5 「車両緒元」の欄中「最小隣接軸距」には、隣り合う車軸に係る距離のうち、最も小さいものを記載すること。また、「隣接軸重」には最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。
- 6 「更新又は変更経緯」の欄には、トラック、トラクタ/トレーラーの台数を記載すること。
- 7 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。
- 8 申請証には、次の書類及び図面(以下「附属書類」という。)を添付すること。
 - (1)道路運送車両法による自動車検査証の写し
 - (2)車両の緒元に関する説明書
 - (3)経路図及び経路表
 - (4)道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けているものにあつては、当該免許証の写し
- 9 更新又は変更の場合にあっては、附属書類の一部を省略することができる。

〔Ⅱ〕許可証又は認定証(以下「本証」という)の取り扱い上の注意事項

- 1 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
- 2 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
- 3 通行に際し、本証及び附属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
- 4 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 5 本証及び附属書類に記載されている事項中車両諸元、通行経路等に変更があつた場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
- 6 以上の各項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられる場合がある。

〔Ⅲ〕不服申し立て

- 1 この大型・特殊車両通行許可または認定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

受付日 年 月 日

大型・特殊車両通行 許可 認定 申請証 新規

※赤字及び赤枠の箇所を記入してください。
○が付いている箇所については該当するものを選び○を付けてください。

道路管理者
調布市長様

令和〇〇年△△月□□日

通行開始日	年 月 日
通行終了日	年 月 日
通行時間	～

〒 —

住所
会社名
代表者名 te() —
担当者名 te() —

車両区分	
車両番号等 (車名及び型式)	車名及び台数
複数台申請の場合は、一番最初の車両の情報を記載。	
	他 台

積載貨物	幅	高さ	長さ	品名
	cm	cm	cm	

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分 往復 片道 通行経路数 経路 通行経路は裏面記入

車両の使用目的 ○○を現場へ搬出入するため

更新又は変更経緯					
申請内容	許可年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時	: :		/		
前回	: :				

更新又は変更がある場合に御記入ください。
記入にあたっては、前回の許可証に記載されている内容の記入をお願いします。

大型・特殊車両通行 許可 認定 証

調都道車発第 号
年 月 日

許可
申請のとおり する。ただし、別紙の条件に従うこと。
認定

[許可] 書の有効期間	自 : 年 月 日
	至 : 年 月 日

道路管理者
調布市長

印

通行経路記入欄

備考

〔 I 〕 申請証の記載要領

- 1 〔 許可 〕 及び「(新規、更新、変更)」については、該当するものを○で囲むものとし、変更は< >内に変更事由(車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等)を記載すること。
- 2 氏名又は代表者名の記載を自署で行う場合においては、「会社名・氏名」の欄の押印を省略することができる。
- 3 「車両区分」の欄には、「トラック」「建設機械」「セミトレーラー」「フルトレーラー」「ダブルス」等具体的に記載すること。
- 4 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により当該車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号を記載すること。
「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき国土交通大臣により指定された車名及び型式を記載すること。ただし、連結車にあっては、上段にけん引車(トラック・トラクタ)、下段にけん引車(トレーラー)の登録番号等を記載すること。
- 5 「車両緒元」の欄中「最小隣接軸距」には、隣り合う車軸に係る距離のうち、最も小さいものを記載すること。
また、「隣接軸重」には最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。
- 6 「更新又は変更経緯」の欄には、トラック、トラクタ/トレーラーの台数を記載すること。
- 7 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。
- 8 申請証には、次の書類及び図面(以下「附属書類」という。)を添付すること。
(1)道路運送車両法による自動車検査証の写し
(2)車両の緒元に関する説明書
(3)経路図及び経路表
(4)道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けているものにあつては、当該免許証の写し
- 9 更新又は変更の場合にあっては、附属書類の一部を省略することができる。

〔 II 〕 許可証又は認定証(以下「本証」という)の取り扱い上の注意事項

- 1 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
- 2 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
- 3 通行に際し、本証及び附属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
- 4 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 5 本証及び附属書類に記載されている事項中車両緒元、通行経路等に変更があつた場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
- 6 以上の各項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられる場合がある。

〔 III 〕 不服申し立て

- 1 この大型・特殊車両通行許可または認定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。